

# 資料 2

市長等の給料の額の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>令和2年7月1日から同日において現に在職する市長の退職、失職、解職若しくは死亡の日又は令和2年9月30日のいずれか早い日までの間、市長の給料については市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和45年条例第1号）第3条第1号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の40</u>に相当する額を、副市長の給料については同条第2号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の20</u>に相当する額を、教育長の給料については同条第3号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の15</u>に相当する額を減じた額を支給する。ただし、地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この条例の規定は適用しない。</p>	<p>平成25年1月1日から同日において現に在職する市長の<u>任期満了</u>、退職、失職、解職又は死亡の日のいずれか早い日までの間、市長の給料については市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例（昭和45年条例第1号）第3条第1号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の50</u>に相当する額を、副市長の給料については同条第2号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の30</u>に相当する額を、教育長の給料については同条第3号に規定する給料の額から当該額の<u>100分の20</u>に相当する額を減じた額を支給する。ただし、地域手当及び期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この条例の規定は適用しない。</p>